



# 鳥取県公報

平成 20 年 4 月 11 日 (金)  
第 7 9 8 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (257) (くらしの安心推進課) . . . . . 2 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (258) (景観まちづくり課) . . . . . 2 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による保護管理事業計画 (259) (公園自然課) . . . . . 2 測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (260) (技術企画課) . . . . . 9 測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (261) (〃) . . . . . 16 指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (262) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 24 指定居宅サービス事業者の廃止 (263) (〃) . . . . . 24 指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (264) (〃) . . . . . 24 指定介護予防サービス事業者の廃止 (265) (〃) . . . . . 25 土地改良区の役員の就退任 (266) (東部総合事務所農林局) . . . . . 25 土地改良区の役員の就退任 (267) (八頭総合事務所農林局) . . . . . 26 指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (268) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 26 指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (269) (〃) . . . . . 27 土地改良区の役員の就任 (2件) (270・271) (西部総合事務所農林局) . . . . . 27
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (県土総務課) . . . . . 27
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) . . . . . 28

# 告 示

## 鳥取県告示第 257 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡湯梨浜町	平成20年5月12日（月）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1204-1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成20年5月13日（火）	〃	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
〃	平成20年5月15日（木）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷庁舎
東伯郡三朝町	平成20年5月16日（金）	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール
東伯郡	平成20年5月23日（金）	〃	倉吉市広栄町900-17 鳥取県計量センター倉吉検査場
〃	平成20年6月2日（月）から同月30日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

## 鳥取県告示第 258 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画道路 8・7・1 号倉吉駅南北線
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

## 鳥取県告示第 259 号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第24条第1項の規定に基づき保護管理事業計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおりその概要を告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 鳥取県クマタカ保護管理事業計画

## (1) 事業の目標

現存する個体又はその繁殖状況の把握を行うとともに、必要に応じて繁殖阻害要因の軽減、除去等の環境保全に努め、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

## (2) 事業の区域

県内における本種の分布域

## (3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携を図りながら、生息状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

## 2 鳥取県イヌワシ保護管理事業計画

## (1) 事業の目標

現存する個体又はその繁殖状況の把握を行うとともに、必要に応じて繁殖阻害要因の軽減、除去等の環境保全に努め、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

## (2) 事業の区域

県内における本種の分布域

## (3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携を図りながら、生息状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

## 3 鳥取県カラスガイ保護管理事業計画

## (1) 事業の目標

生息水域における生息環境の改善、保護啓発の強化等を図り、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

## (2) 事業の区域

県内における本種の分布域

## (3) 事業の内容

有識者、地元自治体、地域住民等と連携を図りながら、生息状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行うとともに、外来魚対策や水質改善等による生息環境の保全・管理を行う。

## 4 鳥取県スギラン保護管理事業計画

## (1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

## (2) 事業の区域

県内における本種の分布域

## (3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

## 5 鳥取県タキシダ保護管理事業計画

## (1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

## (2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

6 鳥取県オオエゾデングダ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育環境の改善を図り、適切な保護管理を県民との協働により実施していくための方策等を検討し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、地元自治体、地域住民等と連携を図りながら、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行うとともに、他の草本の刈取等による生育環境の保全・管理を行う。

7 鳥取県エゾカラナデシロ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

8 鳥取県オオシラヒゲソウ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

9 鳥取県ノウゴウイチゴ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

10 鳥取県イワガサ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

- (2) 事業の区域  
県内における本種の分布域
  - (3) 事業の内容  
有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- 11 鳥取県コキンバイ保護管理事業計画
- (1) 事業の目標  
生育環境の改善を図り、適切な保護管理を県民との協働により実施していくための方策等を検討し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
  - (2) 事業の区域  
県内における本種の分布域
  - (3) 事業の内容  
有識者、地元自治体、地域住民等と連携を図りながら、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行うとともに、チシマザサの刈取等による生育環境の保全・管理を行う。
- 12 鳥取県コケモモ保護管理事業計画
- (1) 事業の目標  
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
  - (2) 事業の区域  
県内における本種の分布域
  - (3) 事業の内容  
有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- 13 鳥取県シンラン保護管理事業計画
- (1) 事業の目標  
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
  - (2) 事業の区域  
県内における本種の分布域
  - (3) 事業の内容  
有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- 14 鳥取県イワギリソウ保護管理事業計画
- (1) 事業の目標  
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。
  - (2) 事業の区域  
県内における本種の分布域
  - (3) 事業の内容  
有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。
- 15 鳥取県イワギク保護管理事業計画
- (1) 事業の目標  
生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協

働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

16 鳥取県ヒメイバラモ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

17 鳥取県ギョウジャニンニク保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

18 鳥取県ツバメオモト保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

19 鳥取県ハナゼキノウ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

20 鳥取県タマガワホトトギス保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協

働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

21 鳥取県ヒナラン保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

22 鳥取県キエビネ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

23 鳥取県ユウシュラン保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

24 鳥取県ササバギンラン保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

25 鳥取県トケンラン保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協

働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

26 鳥取県セッコク保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

27 鳥取県ノビネチドリ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

28 鳥取県サギソウ保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

29 鳥取県ヨウラクラン保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

30 鳥取県ウチョウラン保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協



働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

31 鳥取県カヤラン保護管理事業計画

(1) 事業の目標

生育状況等の把握又は保全及び採取防止のための保護管理対策の整備を図り、適切な保護管理を県民と協働して実施し、本種が自然状態で安定的に存続していくこと。

(2) 事業の区域

県内における本種の分布域

(3) 事業の内容

有識者、自然保護団体等と連携し、生育状況若しくは環境改変状況に係るモニタリング又は保護の必要性等に係る普及啓発を行う。

---

**鳥取県告示第 260 号**

県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の制限付一般競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、入札規則、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）、鳥取県建設工事等電子入札執行要領（平成 17 年 5 月 16 日付第 200500002083 号鳥取県県土整備部長通知）、鳥取県建設工事等紙入札執行要領（平成 11 年 7 月 9 日付管第 223 号鳥取県土木部長通知）及び当該入札に係る調達公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成 19 年鳥取県告示第 782 号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成 20 年 4 月 10 日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その制限付一般競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 851 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成 19 年鳥取県告示第 984 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。

(3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）までの期間に含まれていないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から開札日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(5) 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の

右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中に配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除き、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者
	業務従事者

(6) 県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700065699 号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。

(7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第 19 条第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に 1 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えてインターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

ウ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類及び入札書（以下「提出書類」という。）は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。
  - (4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記録された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 1 に掲げる入札参加資格の審査は、開札の結果、落札予定者となった者に対して行う。この場合において、当該落札予定者が 2 の(2)に規定する持参すべき書類があるときは、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。
  - (3) 落札者は、落札予定者で 1 に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低価格調査要綱（平成 20 年 3 月 17 日付第 200700194529 号鳥取県県土整備部長通知）第 2 条第 2 号に規定する価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
  - (4) 落札者が契約締結の日までに資格停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者に決定する。
  - (5) 最低価格を提示した者であって、1 に掲げる条件を具備しないとされたものについては、その旨及び条件を具備しないとした理由（以下「資格不備理由」という。）を入札情報 HP に入札結果とともに掲載する。
  - (6) (2) による審査対象となったが、1 に掲げる条件を具備しないため失格となった者は、書面により失格の理由について発注機関に説明を求めることができる。
  - (7) 発注機関は、(6) により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から 6 日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
  - (8) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱（平成 19 年 7 月 27 日付第 200700062528 号鳥取県県土整備部長通知）第 3 条に規定する適用対象業務においては、同要綱第 2 条第 2 号に規定する成果品重点確認価格（以下「成果品重点確認価格」という。）を下回る価格での落札者（共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体のいずれかの構成員）は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者（以下「低価格配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は、他の低価格落札業務（成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。）の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書（様式第 2 号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前 12 時）までに提出できない者は失格とし、1 か月間の資格停止とする。
    - ア 資格者証等が添付されているものであること。
    - イ 重大かつ明白な不備がないこと。
    - ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものではないこと。

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者	測量士
土木関係 建設コンサルタント業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。）
地質調査業務	現場代理人 管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士（技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学、選択科目を地質とする技術資格を有する者に限る。） イ R C C M（シビルコンサルティングマネージャ専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。） ウ 地質調査技士
補償関係コンサルタント 業務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とする。

イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に掲げる業務に該当する場合には、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務並びに地質調査業務	

- (9) 落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。
- (10) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (11) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (12) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアル（平成 18 年 11 月 17 日付第 200600120607 号鳥取県総務部長通知）に定める談合情報があった場合は、同マニュアル第 2 の 2 の (3) に基づき条件付入札を行

う。

(13) 調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。

(14) 当該業務において落札決定をされた者であっても、契約日（議決を要する業務にあつては、議決の日の翌日）までの間に資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

(15) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4 落札者（免税業者に限る。）は、落札決定後、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面（「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容）において閲覧できる。

6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から開札日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。

(4) 発注業務に関する図書の複写物は、開札日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。

(5) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

様式第1号

### 制限付一般競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印  
担当者  
連絡先（電話番号）（ ）－（ ）

#### 1 基本事項

番号	確認事項	記入欄	
1	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない	
2	資格停止措置	該当あり（ 年 月 日まで）・該当なし	
3	鳥取県県土整備部測量等業務成	1	2
		入札参加制限	入札参加制限

	果品重点確認実施要綱第11条第1項第4号に基づく入札参加制限	期日	年 月 日まで	期日	年 月 日まで
		業種		業種	
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
4	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第9条に規定する配置技術者	1		2	
		工期	年 月 日まで	工期	年 月 日まで
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
		管理技術者		管理技術者	
		担当技術者		担当技術者	
		照査技術者		照査技術者	

2 建設コンサルタント等登録状況

登録番号	登録年月日	登録部門	技術管理者氏名

3 常勤全技術者数（人）

常勤全技術者数（県内に本店を有する有資格者の場合に記入）

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> 人
--

4 資格技術者数

技術士

技術部門	人数	業務に該当する選択科目	
		業務に該当する選択科目	人数
			人
			人
			人
合計			人

5 会社要件（ア又はイを記入）

ア 業務受注実績

番号	項目	番号	会社実績 1	会社実績 2
1	実績業務名			
2	実績業務内容証明書		・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等

イ 業務履行実績

番号	項目	番号	技術者 1	技術者 2
1	技術者氏名			
2	実績業務名			

3	実績業務内容証明書	・TECRIS 登録番号 ( ) ・その他契約書等	・TECRIS 登録番号 ( ) ・その他契約書等
---	-----------	------------------------------	------------------------------

## 6 配置予定技術者

番号	配置技術者 項目	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
1	配置予定技術者氏名		
2	継続雇用期間	年 月 ( 年 月 日採用)	年 月 ( 年 月 日採用)
3	調達公告で定める特 定資格に係る資格者 証	名称 ( ) 昭和・平成 年 月日交付 交付番号 ( )	名称 ( ) 昭和・平成 年 月日交付 交付番号 ( )
4	実績業務名		
5	実績業務内容証明書	・TECRIS 登録番号 ( ) ・その他契約書等	・TECRIS 登録番号 ( ) ・その他契約書等
6	実績業務従事役職		

## 7 県内営業所等の県税の納付状況

1	営業所等名	
2	住所	
3	契約権限の有無	有り・無し
4	県内営業所等の法人県民税 及び法人事業税の納付状 況	未納税額なし・未納

様式第 2 号

## 低 価 格 配 置 技 術 者 調 書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名： \_\_\_\_\_

住 所

商号又は名称

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

低価格配置技術者の区分 \_\_\_\_\_

配置技術者	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
低価格配置技術者氏名		
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～ 応募書類提出締切日)
調達公告で定める 特定資格	名称 ( ) 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ( )	名称 ( ) 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ( )
調達公告で定める 同種業務履行実績	業 務 名	
	発注機関名	
	業 務 場 所	
	履 行 期 間	
	業 務 委 託 料	
	受 注 形 態	
	配置技術者又は 担当技術者区分	
	業 務 内 容	
	業務の規模等	
	業 務 の 技術的特記事項	

## 備考

- 記載した配置技術者が、調達公告で定める特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、様式第 1 号においてすでに添付した者を除く。
- 記載した配置技術者が、調達公告で定める同種業務履行実績を有していることを証するもの（委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等）を添付すること。

## 鳥取県告示第 261 号

県が発注する鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する測量等業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成 19 年鳥取県告示第 783 号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）



は、平成 20 年 4 月 10 日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った測量等業務で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成 18 年鳥取県告示第 851 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成 19 年鳥取県告示第 984 号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。
  - (3) 鳥取県知事から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札の日までの期間に含まれていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から応募期間の末日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。
  - (5) 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうちに、次の表の左欄に掲げる業務の種別（以下「業種」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（以下「管理技術者等」という。）及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。）を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、現場代理人を除き、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

業種	管理技術者等
測量業務	現場代理人
	主任技術者
建築関係建設コンサルタント業務	管理技術者
土木関係建設コンサルタント業務	管理技術者
地質調査業務	現場代理人
	管理技術者
補償関係コンサルタント業務	主任担当者
	業務従事者

- (6) 県内向け公募型入札の場合に応募条件に付す資格、技術者等は、鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱（平成 19 年 8 月 1 日付第 200700043202 号鳥取県県土整備部長通知）に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されているものとし、配置技術者は、県内の事務所等の常勤技術者であること。
  - (7) 共同企業体として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(6)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。
    - ア 自主的に結成されたものであること。
    - イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出する

ものとする。

(1) 応募書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第 19 条第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に 1 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 限定公募型指名競争入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注業務の入札及び業務委託料の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

ウ その他調達公告に定める書類

(2) 応募書類は、応募期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後 4 時までには到着したものに限り受け付ける。

(3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。

(4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。

(1) 入札参加者は、1 に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

(2) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を入札情報HPに掲載する。

(3) 指名を受けられなかった応募者は、(2)の掲示等の日から 4 日（休日を除く。）以内に、書面（電子入札の場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し送信すること。以下同じ。）により非指名理由について発注機関（発注業務の委託契約（以下「本件契約」という。）を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。

(4) 発注機関は、(3)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から 6 日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) 予定価格を入札の執行前に公表している測量等業務を指名競争入札に付す場合において、1 に掲げる条件を具備する応募者が 1 者のみの場合は、当該入札を中止する。

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（鳥取県県土整備部測量等業務低価格調査要綱（平

成 20 年 3 月 17 日付第 200700194529 号鳥取県県土整備部長通知) 第 2 条第 2 号に規定する価格をいう。以下同じ。) を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (2) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成 19 年 7 月 27 日付第 200700062528 号鳥取県県土整備部長通知) 第 3 条に規定する適用対象業務においては、同要綱第 2 条第 2 号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格での落札者(共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体のいずれかの構成員)は、次の表の左欄に掲げる発注業種に応じ、それぞれ同表の中欄に定める管理技術者等及び照査技術者として同表の右欄に定める資格を有する常勤技術者(以下「低価格配置技術者」という。)を配置しなければならない。この場合において、低価格配置技術者は他の低価格落札業務(成果品重点確認価格を下回る価格で落札された業務をいう。以下同じ。)の低価格配置技術者と兼務することはできない。また、低価格配置技術者調書(様式第 2 号)(次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。)をあらかじめ定められた期限(紙入札(電子入札以外の入札をいう。)の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前 12 時)までに提出できない者は失格とし、1 か月間の資格停止とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 重大かつ明白な不備がないこと。

ウ 低価格配置技術者は、開札時において、他の低価格落札業務の低価格配置技術者に専任しているものではないこと。

発注業種	管理技術者等	資格
測量業務	現場代理人 主任技術者	測量士
土木関係 建設コンサルタント業務	管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(調達公告で定める技術士技術部門及び選択科目の技術資格を有する者に限る。) イ R C C M(調達公告で定めるシビルコンサルティングマネージャ専門技術部門の技術資格を有する者に限る。)
地質調査業務	現場代理人 管理技術者	次のいずれかに該当する資格 ア 技術士(技術士技術部門を総合技術監理若しくは建設、選択科目を土質及び基礎とする技術資格を有する者又は技術士技術部門を応用理学、選択科目を地質とする技術資格を有する者に限る。) イ R C C M(シビルコンサルティングマネージャ専門技術部門を地質又は土質及び基礎とする技術資格を有する者に限る。) ウ 地質調査技士
補償関係コンサルタント 業務	主任担当者	次のいずれかに該当する資格 ア 補償業務管理士 イ 不動産鑑定士 ウ 土地家屋調査士 エ 司法書士 オ 一級建築士

なお、複数の業種からなる業務については、次により発注業種を定めるものとする。

- ア 委託対象設計金額に占める当該業種の金額（以下「委託対象設計金額相当額」という。）が最も大きい業種を発注業種とする。
- イ アにかかわらず、業種が次の表の左欄に掲げる業務に該当する場合には、同表の右欄に定める業種を発注業種とする。

業種	発注業種
測量業務及び地質調査業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。）	地質調査業務
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（委託対象設計金額相当額が100万円以上の場合に限る。以下この表の左欄において同じ。）	土木関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務	
測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務並びに地質調査業務	

- (3) 落札者が発注業務に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。
- (4) 当該業務において落札決定をされた者であっても、契約（議決を要する業務にあつては、議決の日の翌日）までの間に資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 入札閲覧設計書に関する質問  
入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。
- 6 応募の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
- (2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。
- (4) 発注業務に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。
- (5) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

様式第1号

## 限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の測量等業務の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印  
担当者  
連絡先（電話番号） ( ) - ( )

## 1 基本事項

番号	確認事項	記入欄			
1	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない			
2	資格停止措置	該当あり（ 年 月 日まで）・該当なし			
3	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第11条第1項第4号に基づく入札参加制限	1		2	
		入札参加制限 期日	年 月 日まで	入札参加制限 期日	年 月 日まで
		業種		業種	
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
4	鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第9条に規定する配置技術者	1		2	
		工期	年 月 日まで	工期	年 月 日まで
		発注機関		発注機関	
		業務名		業務名	
		管理技術者		管理技術者	
		担当技術者		担当技術者	
	照査技術者		照査技術者		

## 2 建設コンサルタント等登録状況

登録番号	登録年月日	登録部門	技術管理者氏名

## 3 常勤全技術者数（人）

常勤全技術者数（県内に本店を有する有資格者の場合に記入）

人
---

## 4 資格技術者数

技術士

技術部門	人数	業務に該当する選択科目	
		人数	人数
			人
			人
			人
合計			人

## 5 会社要件（ア又はイを記入）

ア 業務受注実績

番号	項目	会社実績 1	会社実績 2
1	実績業務名		
2	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等	・TECRIS登録番号（ ） ・その他契約書等

## イ 業務履行実績

番号	項目	技術者 1	技術者 2
1	技術者氏名		
2	実績業務名		
3	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等

## 6 配置予定技術者

番号	項目	配置技術者	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
1	配置予定技術者氏名			
2	継続雇用期間		年 月 ( 年 月 日採用)	年 月 ( 年 月 日採用)
3	調達公告で定める特定資格に係る資格者証	名称( ) 昭和・平成 年 月日交付 交付番号( )	名称( ) 昭和・平成 年 月日交付 交付番号( )	
4	実績業務名			
5	実績業務内容証明書	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等	・TECRIS登録番号( ) ・その他契約書等	
6	実績業務従事役職			

## 7 県内営業所等の県税の納付状況

1	営業所等名	
2	住所	
3	契約権限の有無	有り・無し
4	県内営業所等の法人県民税及び法人事業税の納付状況	未納税額なし・未納

様式第 2 号

## 低 価 格 配 置 技 術 者 調 書

提出日 平成 年 月 日

当業務について、以下の者を低価格配置技術者としますので、関係書類を添えて提出します。

なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他の低価格落札業務の配置技術者に選任されていないこと並びに記載内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務名：

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

## 低価格配置技術者の区分

配置技術者	主任技術者又は管理技術者	照査技術者
低価格配置技術者氏名		
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用 ～応募書類提出締切日)
調達公告で定める 特 定 資 格	名称 ( ) 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ( )	名称 ( ) 昭和・平成 年 月 日登録 登録番号 ( )
調達 公告 で 定め る 同 種 業 務 履 行 実 績	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	業 務 場 所	
	履 行 期 間	
	業 務 委 託 料	
	受 注 形 態	
	配置技術者又は 担当技術者区分	
	業 務 内 容	
	業 務 の 規 模 等	
	業 務 の 技 術 的 特 記 事 項	

備考

- 記載した配置技術者が、調達公告で定める特定資格を有していることを証するもの（合格証明書の写し、資格者証の写し等）及び常勤であることを証するもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し）を添付すること。ただし、様式第1号においてすでに添付した者を除く。
- 記載した配置技術者が、調達公告で定める同種業務履行実績を有していることを証するもの（委託契約書及び仕様書の写し、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写し等）を添付すること。

**鳥取県告示第 262 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人アスピオス 理事長 村江 正名	鳥取市吉方温泉 一丁目 653	介護療養型医療施設 鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目 653	平成 12 年 4 月 1 日

**鳥取県告示第 263 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活 協同組合 組合長 理事 山上 英明	鳥取市末広温 泉町 566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉 町 252	訪問リハビリテ ーション、訪問看 護、居宅療養管理 指導	平成 20 年 2 月 29 日

**鳥取県告示第 264 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人アスピオス 理事長 村江 正名	鳥取市吉方温泉 一丁目 653	介護療養型医療施設 鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目 653	平成 12 年 4 月 1 日



**鳥取県告示第 265 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252	介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成 20 年 2 月 29 日

**鳥取県告示第 266 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 中村 幸治 鳥取市江津 654  
 " 松下 清寿 鳥取市江津 628  
 " 岡本 幸男 鳥取市江津 681  
 " 青木 充宏 鳥取市江津 668  
 " 村上 力 鳥取市江津 601  
 監事 高田 忠治 鳥取市江津 635  
 " 魚崎 勇 鳥取市江津 610

平成 19 年 4 月 12 日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 中村 幸治 鳥取市江津 654  
 " 村上 力 鳥取市江津 601  
 " 岡本 幸男 鳥取市江津 681  
 " 青木 充宏 鳥取市江津 668  
 " 松下 清寿 鳥取市江津 628  
 監事 魚崎 勇 鳥取市江津 610  
 " 高田 忠治 鳥取市江津 635

平成 19 年 4 月 13 日就任 任期 2 年

**鳥取県告示第 267 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理事 前 田 優 八頭郡八頭町下野 369  
 " 山 本 總 八頭郡八頭町水口 213  
 " 堀 場 敦 八頭郡八頭町塩上 234  
 " 前 田 幸 己 八頭郡八頭町船岡殿 539  
 " 石 井 良 一 八頭郡八頭町船岡殿 243  
 " 藤 田 栄一郎 八頭郡八頭町橋本 517-1  
 " 林 正 法 八頭郡八頭町下野 330-1  
 監事 浦 林 壽 男 八頭郡八頭町下野 13  
 " 福 田 利 継 八頭郡八頭町船岡殿 406  
 " 山 本 博 義 八頭郡八頭町水口 232

平成 20 年 3 月 31 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 前 田 優 八頭郡八頭町下野 369  
 " 山 本 總 八頭郡八頭町水口 213  
 " 堀 場 敦 八頭郡八頭町塩上 234  
 " 前 田 憲 治 八頭郡八頭町船岡殿 534  
 " 田 中 武 志 八頭郡八頭町船岡殿 212  
 " 藤 田 栄一郎 八頭郡八頭町橋本 517-1  
 " 林 正 法 八頭郡八頭町下野 330-1  
 監事 浦 林 壽 男 八頭郡八頭町下野 13  
 " 福 田 利 継 八頭郡八頭町船岡殿 406  
 " 山 本 博 義 八頭郡八頭町水口 232

平成 20 年 4 月 1 日就任 任期 4 年

**鳥取県告示第 268 号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所 所の所在地）	居宅サービス事業を行 う事業所の名称	居宅サービス事業を 行う事業所の所在地	変更年月日
----------------	---------------------	-----------------------	------------------------	-------

社会福祉法人親誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町 158	ホームヘルプひまわり 昭和町	倉吉市東昭和町165	平成20年 4 月 1 日
-----------------------	----------------	-------------------	------------	------------------

**鳥取県告示第 269 号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人親誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和町 158	ホームヘルプひまわり 昭和町	倉吉市東昭和町165	平成20年 4 月 1 日

**鳥取県告示第 270 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

就任した役員の氏名及び住所

理 事 岩 田 有 司 西伯郡南部町諸木65  
監 事 六 宮 光 郎 西伯郡南部町三崎108  
平成20年 3 月24日就任 任期 平成22年 1 月26日まで

**鳥取県告示第 271 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

就任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 竹 千 代 西伯郡大山町富長56  
平成20年 3 月24日就任 任期 平成22年 7 月23日まで

**公 告**

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次の

とおりに公告する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成 20 年 3 月 25 日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市北村 字池ノ内	422 - 3	原野	山林	2,739	1,275.53	182.39	有限会社岡 村産業	鳥取市服 部483- 1	別記 のと おり	別記の とおり
			宅地		1,463.83	なし				
鳥取市服部 字池ノ内荒 神山	483 - 1	原野	山林	227	583.57	184.14				
			宅地		1,367.27	なし				

別記

株式会社山陰合同銀行 島根県松江市魚町 10  
鳥取県信用保証協会 鳥取市本町二丁目 123

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量             | A重油JIS1種2号 1,000キロリットル           |
| 2 契約方式                 | 一般競争入札                           |
| 3 落札日                  | 平成20年3月26日                       |
| 4 落札者の名称及び所在地          | グレース株式会社<br>鳥取市徳尾189-1           |
| 5 落札金額                 | 78,750円/キロリットル（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日                | 平成20年2月12日                       |
| 7 落札方式                 | 最低価格落札方式                         |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局総務課<br>鳥取市江津730       |